

伊達市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

令和2年度定期監査(前期)に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和3年1月22日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 辻浦 義浩

告示期間満了日 令和3年1月28日

伊 教 学 第 2 号
令和3年1月22日

伊達市監査委員 山 下 茂 様
伊達市監査委員 辻 浦 義 浩 様

伊達市教育委員会
教育長 影 山 吉 則

監査結果に基づく措置通知について（提出）

令和2年12月25日付け伊監第48号で通知のありましたこのことについて、下記のとおり提出いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 提出書類
措置通知（令和2年度）
- 2 対象部局
教育委員会 学校教育課
教育委員会 生涯学習課

（教育部学校教育課企画総務係）

監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘(要望)事項	措置内容
令和2年度 定期監査	教育委員会 学校教育課	<p>○契約事務</p> <p>尿検査業務委託に係る単価契約書において、契約書中に記載された予定数量により算定される「契約予定総額」に対応した収入印紙の貼付が漏れていた。 適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>業務委託契約書に貼付する収入印紙につきましては、契約書の内容と印紙税額を確認し、適正に収入印紙が貼付されるよう事務処理を行います。 今後は関係法令の規定に基づいた事務を適正に行うとともに、事務執行におけるチェック体制の正確性をあげるよう対応してまいります。</p>
	教育委員会 生涯学習課	<p>○使用料等納入事務</p> <p>行政財産目的外使用料に係る納入通知書に記載されている納期限が、伊達市会計規則で定める「納入通知をする日の翌日から起算して20日以内」を超えた日で定められていたものがあった。 適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘事項2件は、いずれも担当者の認識誤りによるものであります。 指摘以降は、課内職員で納期限に関する規定について再度の確認と認識の徹底をし、事務処理を行っております。</p>